

足場の組立て等特別教育(製造業等対象)の開催案内

労働安全衛生規則の改正により、平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体又は変更に係る業務（以下「足場の組立て等の業務」という。）に就く労働者は、「特別教育」を受講しなければ作業に就くことができなくなりました。

足場とは、「労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物」をいい、建設現場で使用される枠組み足場のような大がかりなものから、いわゆるうま足場などの比較的小さいものまで多くの種類があり、製造現場等でも一般的に使用されております。

平成27年7月1日以降に新たに足場の組立て等の業務に就く労働者は6時間の特別教育を受講しなければならなくなりましたが、平成27年7月1日時点で現に足場の組立て等の業務に従事している労働者については、経過措置として特別教育の時間を3時間とすることができるとされております。

香川労働基準協会では製造業等の既従事者を対象に当面、下記のとおり足場の組立て等特別教育を開催いたします。

なお、経過措置の期間は平成29年6月30日までとなっておりますので、この機会に多数受講されますようご案内申し上げます。

記

1 日時

平成28年4月18日(月) 8:40~12:00又は13:00~16:20

5月23日(月) 8:40~12:00又は13:00~16:20

2 講習内容

科目	時間
1 足場及び作業の方法に関する知識	1時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	15分
3 労働災害の防止に関する知識	45分
4 関係法令	30分

3 会場

香川労働基準会館 高松市郷東町436番地3

4 対象者

平成27年7月1日時点で現に足場の組立て等の業務に従事していた者

5 受講料(消費税含む)

会員 4320円+テキスト代800円 非会員 6,480円+テキスト代800円

6 定員 80名(定員に達し次第締め切ります)

7 その他 本講習終了後、修了証を交付します。

足場の組立て等特別教育 受講申込書

実 施 日	平成 28 年 月 日 ()	受付 番号	※
受 講 時 間 (希望する方に○)	午前の部 (8:40~12:00)		
	午後の部 (13:00~16:20)		

フリガナ			
受 講 者 名	男 ・ 女	会 員 別	会 員 ・ 非 会 員
		テキスト	要 ・ 不 要
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生		
現 住 所	〒 TEL		
勤 務 先	名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
	担 当 者 名		

- ◆修了証発行等のデータとなりますので、※以外の事項を横書で正確に記入して下さい
- ◆ご記入いただいた個人情報はこの目的以外に使用することはありません
- ◆足りない場合は 人数分コピーしてお使い下さい

★送付先 〒761-8031
 高松市郷東町436番地3 香川労働基準会館1階
 (一社)香川労働基準協会 高松支部
FAX 087-816-1404
 (受付後、受講票・振込書を送付します。)